

令和7年度 事業計画書

あらゆる職域の薬剤師を対象に生涯研修の機会を提供し、生涯研修を受けている証しとしてその成果を認定することにより、わが国の薬剤師の資質向上を図ることを目的とした以下の研修・認定事業を実施する。また、薬剤師研修・認定電子システムをさらに改修等することにより、受講者、認定者、研修実施機関等の利便性の向上を図り、研修実施に関する不正の防止に引き続き取り組む。

1. 薬剤師研修・認定電子システム（略称PECS）

研修認定薬剤師制度、漢方薬・生薬認定薬剤師制度及び小児薬物療法認定薬剤師制度を包括する薬剤師研修・認定電子システムを運用し、更なる利便性の向上を目指してシステムの整備を継続的に実施する。

2. 研修認定薬剤師制度

（1）認定証の発行

あらゆる職域の薬剤師を対象に「研修認定薬剤師」として生涯研修の実績を認定する。令和7年度は、新規、更新あわせて約46,000件の認定証発行を予定する。また、薬剤師生涯学習達成度確認試験の合格者であって研修認定薬剤師の認定を受けた者に対しては、「生涯学習指導薬剤師」の称号を付与し、その旨を記載した研修認定薬剤師証を交付する。

（2）委員会等の開催

研修認定制度委員会を2回程度開催する。また、各都道府県薬剤師研修協議会の意見を聞きつつ、全国薬剤師研修協議会実務担当者会議を1回程度開催する。

（3）研修単位の交付

認定に必要な研修単位の発行対象となる研修会等を企画・実施する研修会実施機関（非営利団体）を審査し、登録する。また、個別の研修開催申請を確認し、認められた研修の受講者に対して単位を交付する。これらを通じ、全国の薬剤師の研修を推進する。

3. 漢方薬・生薬認定薬剤師制度

（1）認定証の発行

一般社団法人日本生薬学会と共同で、漢方薬・生薬に関し専門性の高い薬剤師を養成し、「漢方薬・生薬認定薬剤師」として認定する。令和7年度は新規、更新あわせて約1,000件の認定証発行を予定する。

（2）漢方薬・生薬研修委員会

漢方薬・生薬認定薬剤師制度の運営方法等について検討するため、年に3回程度、漢方薬・生薬研修委員会を開催する。

(3) 漢方薬・生薬研修の実施

(ア) 新規認定研修

①座学コース

東京会場にて実施する。募集予定者数100名。

②インターネットコース

座学コースの研修を収録したものをオンデマンド型で配信する。募集予定者数550名。

③薬用植物園実習

全国の薬用植物園の協力を受け、約50か所にて実施する。

(イ) 更新者向け研修

①漢方薬・生薬薬剤師講座

収録した研修の一部を更新用必須研修としてストリーミング型で配信する（e-ラーニング）。

②薬用植物園実習

全国の薬用植物園の協力を受け、約50か所にて実施する。

(4) 試問の実施

漢方薬・生薬の新規認定研修の修了者に対し、認定を取得するための要件である試問を実施する。

(5) 漢方薬・生薬薬剤師講座テキスト全集（第6版）の作成

漢方薬・生薬薬剤師講座テキスト全集については、5年毎の見直しを行っており、令和8年度から使用する第6版を年度内に作成する。

4. 小児薬物療法認定薬剤師制度

(1) 認定証の発行

日本小児臨床薬理学会と共同で、小児科領域において医薬品に関わる専門的立場から医療チームの一員として小児薬物療法に参画するための能力と適性を備え、さらに患児とその保護者等に対しても適切な助言及び行動ができる薬剤師を養成し、「小児薬物療法認定薬剤師」として認定する。令和7年度は新規、更新あわせて350件の認定証発行を予定する。

(2) 小児薬物療法研修委員会

小児薬物療法認定薬剤師制度に必要な研修内容及び制度の運営方法について検討するため、年に数回、小児薬物療法研修委員会を開催する。また、試験問題の作成等を行うため、小児薬物療法認定薬剤師認定試験問題作成委員会を年に数回開催する。

(3) 小児薬物療法研修の実施

株式会社日経ラジオ社（ラジオNIKKEI）に委託し、e-ラーニングにより小児薬物療法研修を実施する。令和7年度は令和7年7月から令和8年2月まで、36コマ（1コマ約1時間）を順次配信する。募集予定者数200名。あわせて、受講が課せられている認定者に対して1日病院実務研修を実施する。

(4) 試験の実施

e-ラーニング研修修了者に対し、認定を取得するための要件である試験を実施する。

5. 薬剤師生涯学習達成度確認試験

(1) 試験の実施

薬剤師の関係主要団体5団体が共同で行う生涯学習の評価システムである薬剤師生涯学習達成度確認試験の第9回目を令和7年7月27日（日）に実施する。また、試験を開催するに際して、受験者を増やすため事前の広報を前広に実施するなど、その周知に努める。

(2) 合格証の発行

令和7年度は、受験者数400名を予定。合格者には合格証を交付する。

(3) 委員会等の開催

薬剤師生涯学習達成度確認試験の適正な実施のため、「運営協議会」及び「実務委員会」を年1回程度開催する。

6. 研修会等の開催

(1) 病態・薬理シリーズ研修の実施

(ア) 座学研修

- | | |
|---------------|------------|
| ①上期 血液がん（東京） | 募集予定者数130名 |
| ②下期 薬剤耐性菌（東京） | 募集予定者数130名 |

(イ) e-ラーニング

座学研修を収録し、オンデマンド型で配信する。令和7年度は、過去の収録を含め、慢性腎臓病、肺がん、乳がん、大腸がん、高血圧症を配信する予定。

(ウ) ビデオ・オン・デマンド（VOD）研修（ケアネット）

株式会社ケアネットによりe-ラーニング配信する。配信内容は（イ）と同じ。

(2) 日本薬剤師会共催研修会の開催（健康サポート薬局研修）

日本薬剤師会と協力して実施する健康サポート薬局研修の研修修了証の交付を行う。

(3) その他のe-ラーニングの実施

一般社団法人くすりの適正使用協議会、一般社団法人日本生薬学会などの薬学関連団体と協議のうえ、薬剤師の資質向上に資する内容のコンテンツの作成を行い、e-ラーニング又はビデオ・オン・デマンド（VOD）研修（ケアネット）を行う。

(4) 単位を交付しない研修

厚生労働省他と連携をとり、緊急避妊薬の販売に関する研修について検討し、実施する。

7. 広報・研修等支援

(1) 広報

広報の媒体としてホームページ、研修センターニュース、JPECニュースレター（メー

ルマガジン)などを用い、研修・認定制度の状況、研修会の案内等広報の充実に努める。
また、ホームページの内容を適宜見直し、分かり易い広報に努める。

(2) 研修教材の編集、頒布等

令和3年度に監修したJPDI 2021の普及に努める。

認定薬剤師カードの頒布により、国民への認定薬剤師の周知に努める。

(3) 研修会開催支援

都道府県薬剤師研修協議会を対象に、薬剤師にとって必要な研修会の開催を支援する。

(4) 研修モニタリングの実施

都道府県薬剤師研修協議会の協力のもと、令和6年度に試行的に実施した実績を踏まえ、令和7年度は本格的に実施する。